



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 オ リ ジ ン 電 気 株 式 有 限 公 司
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 妹 尾 一 宏
コ ー ド 番 号 6513 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 高 木 克 征
管 理 本 部 長
TEL (048-755-9711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 115 期定時株主総会に「監査等委員会設置会社」への移行等に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において、別途開示しておりますとおり、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社といたしましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高め、さらなる企業価値の向上を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 34 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設することとし、これに伴い、現行定款第 39 条(剰余金の配当)および第 40 条(中間配当)を削除するとともに、変更案第 35 条(剰余金の配当の基準日)を新設するものであります。

(3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～3条 (省 略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第5条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none">3. 会計監査人 <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～12条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～18条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p>	<p>第20条 (選任方法)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>第21条 (任期)</p> <p>取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条 (省 略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>③前2項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条 (省 略)</p> <p>第27条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条 (省 略)</p> <p>第29条 (相談役および顧問)</p> <p><u>当社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</u></p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第30条 (員数)</p> <p><u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第31条 (選任方法)</p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 (任期)</p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 (常勤の監査役)</p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 (監査役会の招集通知)</p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

第 35 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(削 除)

第 36 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(削 除)

第 37 条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(削 除)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 計 算

第 38 条 (省 略)

(新 設)

第 39 条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(新 設)

第 40 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

第 33 条 (現行どおり)

第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(削 除)

第 35 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

第 41 条 （剰余金の配当金等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 36 条 （剰余金の配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上